

WHO たばこ規制枠組条約第 8 条の実施のためのガイドライン 「たばこ煙にさらされることからの保護」

(仮訳 厚生労働省及び独立行政法人国立がん研究センター/「喫煙と健康」WHO 指定研究協力センター)

目的、目標、基本的な留意事項

ガイドラインの目的

本ガイドラインは、WHO たばこ規制枠組条約の他の条項、および締約国会議の意図に合わせて、締約国が枠組条約第 8 条に定められた義務の遂行を支援することを目的とする。本ガイドラインには、入手可能な最善の科学的証拠と、たばこ煙にさらされることを減らすために効果的な対策をうまく実施している締約国の経験が活用されている。

本ガイドラインには、合意により定められた原則、および関連用語の定義、ならびに枠組条約の義務を遂行するために必要な手順に関する提言が含まれている。また、本ガイドラインでは、二次喫煙(訳注: secondhand smoke, 間接喫煙や受動喫煙に代わる用語)の危険から効果的に保護するために必要な対策も明らかにしている。締約国には、枠組条約に定められた法的義務を果たすためのみならず、公衆の健康を守る最優良事例に倣うためにも、本ガイドラインの使用が推奨される。

ガイドラインの目標

本ガイドラインには 2 つの関連した目標がある。第一は、条約遵守に関する説明責任について高い基準を設定するため、また達成可能な最高の健康基準を推進できるよう支援するため、二次喫煙の煙にさらされることに関する科学的証拠ならびに禁煙対策の実施における最優良事例と一致するような方法で、締約国が WHO 枠組条約第 8 条に定められた義務を果たせるように支援することである。第二の目標は、第 8 条に義務付けられているとおり、たばこ煙にさらされることから人々を効果的に保護するために必要な法律の重要な要素を明らかにすることである。

基本的な留意事項

本ガイドラインの作成には、以下の基本的な留意事項が影響を与えている。

(a) 第 8 条本文に示されたたばこ煙からの保護という義務は、基本的人権と自由に基づいたものである。二次喫煙の煙を吸いこむ危険がある場合、たばこ煙からの保護という義務は、多くの国際法文書(世界保健機関憲章、児童の権利に関する条約、女子差別撤廃条約、経済的、社会的、及び文化的権利に関する国際規約を含む)に認められ、WHO 枠組条約の前文に正式に記載され、多くの国々の憲法にも認められるように、特に生存権および達成可能な最高の衛生基準を享受する権利に内在するものである。

(b) 個人をたばこ煙から保護する義務は、基本的人権や自由への脅威から個人を保護するための法律を制定する政府の義務と一致する。この義務はすべての人を対象としたもので、一部の人々に限るものではない。

(c) 二次喫煙の煙は発がん物質であることが、いくつもの権威ある学術団体によって確認されている。WHO 枠組条約締約国の一部の国々(フィンランドやドイツなど)では、二次喫煙の煙を発がん物質に分類し、健康安全法規の規定により、仕事中に二次喫煙の煙にさらされることを防止している。従って、締約国は第 8 条の規定の他にも、自国における現行職場法規、または、発がん物質を含む有害物質への曝露を抑制するその他の法律に従って、たばこ煙にさらされることの危険に取り組まねばならない場合がある。

たばこ煙にさらされることからの保護の基礎となる原則および関連する定義の記述

原則

WHO 枠組条約第 4 条で言及するとおり、たばこ煙にさらされることからすべての人を保護する対策を講じるには、強力な政治的決意が必要である。合意により定められた以下の原則を、枠組条約第 8 条の実施の指針とする。

原則 1

WHO 枠組条約で言及するとおり、たばこ煙にさらされることから保護するための効果的な対策としては、100%の無煙環境を作り出すため、特定の空間または環境から喫煙とたばこ煙を完全に排除しなければならない。たばこ煙にさらされることについては安全なレベルというものはなく、二次喫煙の煙の毒性についての閾値などの概念は、科学的証拠と矛盾するため受け入れられない。換気、空気濾過、喫煙指定区域の使用(専用の換気装置の有無にかかわらず)など、100%の無煙環境以外のアプローチには効果がないことが繰り返し示されている。また、技術工学的アプローチではたばこ煙にさらされることから保護できない、という科学的あるいはその他の決定的な証拠が存在する。

原則 2

たばこ煙にさらされることから全ての人が保護されるべきである。屋内の職場および屋内の公共の場はすべて禁煙とすべきである。

原則 3

たばこ煙にさらされることから人々を保護するための立法措置が必要である。自由意志による禁煙政策には効果がなく、十分な保護が与えられないことが繰り返し示されている。効果を上げるためには、法律は単純明快で、かつ強制力を持たなければならない。

原則 4

禁煙法をうまく実施し施行するためには、優れた企画と十分な資源が不可欠である。

原則 5

市民社会は、禁煙政策への支持を確立し、それを確実に遵守する上で中心的な役割を果たすものであり、法案の策定、実施、施行の過程に、能動的な当事者として参加を仰ぐべきである。

原則 6

禁煙法の実施、施行、およびその影響はすべて記録し評価すべきである。これには、WHO 枠組条約第 20 条 4 項に定めるとおり、法律の実施お

よび施行を弱体化させるたばこ業界の活動の監視とそれに対する対応も含まれるべきである。

原則 7

たばこ煙にさらされることから人々を保護することは、必要に応じて強化し拡大すべきである。かかる処置には、新法または修正法の制定や施行の改善、あるいは新しい科学的証拠や事例研究の経験を反映させたその他の対策も含まれる場合がある。

定義

法律の策定においては、主要な用語を注意深く定義することが重要である。多くの国の経験をもとに、適切な定義についていくつかの提言をここに示している。本項における定義は、すでに WHO 枠組条約に盛り込まれた定義を補完するものである。

「二次喫煙」または「環境たばこ煙」

WHO 枠組条約第 8 条に示された種類の煙を説明するためいくつかの代替語が一般的に使用されている。これには「二次喫煙」「環境たばこ煙」「他者の喫煙の煙」などがある。「受動喫煙」や「非自発的にたばこ煙にさらされること」などの用語は避けるべきである。たばこ業界がこれらの用語を、たばこ煙に「自発的に」さらされることは許容されとの立場を支持するために用いる場合があることが、フランスなどの経験から示唆されているからである。「二次喫煙」(「SHS」と略されることもある)や「環境たばこ煙」(「ETS」と略されることもある)を使うことが望ましい。本ガイドラインでは「二次喫煙」を用いる。

二次喫煙の煙は、「シガレットの燃焼する先端、またはその他のたばこ製品から発生し、たいていは喫煙者が吹き出す煙と一体化した煙」と定義される。

「無煙の空気」とは 100%煙のない空気のことである。この定義には、たばこ煙を見ること、臭うこと、感じる、測定することのできない空気も含まれるが、これに限るものではない¹。

「喫煙」

¹ たばこ煙の構成成分が、測定不能なほどわずかに空気中に存在する可能性はある。たばこ産業やサービス産業がこの定義の限界を悪用する可能性があるため、注意を払わなければならない。

この用語の定義には、煙を積極的に吸い込んだり吐き出したりしているかどうかに関係なく、火のついたたばこ製品を所持、または管理下に置いていることが含まれるべきである。

「公共の場」

「公共の場」の正確な定義は法域によって異なるが、法律では本用語をできる限り広義に定義することが重要である。使用する定義としては、所有権やアクセス権の有無にかかわらず、一般市民がアクセスできるすべての場所、または集団利用される場所とすべきである。

「屋内」または「周りを囲われた」

第 8 条では、「屋内」の職場や公共の場でたばこ煙から保護することが義務付けられている。「屋内」区域の定義には潜在的な落とし穴があるかもしれないので、本用語を定義する際には、様々な国の経験を具体的に検証すべきである。この定義はできる限り包括的であつ明確でなければならず、「屋内」に該当する可能性のある区域は除いたと解釈される恐れのある一覧表を作らないように注意しなければならない。「屋内」(または「周りを囲われた」)区域の定義には、屋根、壁、面に用いられている資材の種類にかかわらず、またその構造物が恒久的なものか一時のものかにかかわらず、屋根で覆われた、あるいはひとつ以上の壁や面によって周りを囲われた空間を含めるよう提言する。

「職場」

「職場」とは、「人が業務中または工作中に用いる場所」と広義に定義すべきである。これには報酬のために行う仕事だけではなく、通常は報酬が支払われる種類の仕事である場合には無償の仕事であっても含めるべきである。また「職場」には、仕事が行われる場所だけでなく、業務の過程で労働者が一般に用いる付属場所や関連のあるすべての場所、例えば廊下、エレベーター、階段の吹き抜け、ロビー、共同施設、カフェテリア、トイレ、ラウンジ、食堂、さらに物置や小屋などの離れた建物なども含まれる。仕事の過程で用いる車両は職場であり、職場として明確に認識されなければならない。

刑務所、精神衛生機関、老人ホームなど、個人の家または住居を兼ねている職場については慎重に考

慮すべきである。このような場所はそれ以外の者にとっては職場であり、この人々もたばこ煙にさらされることから保護されるべきである。

「公共輸送機関」

公共輸送機関は、通常、報酬または営利を目的として公衆を運ぶのに用いる車両も含めて定義すべきである。これにはタクシーも含まれる。

効果的な法律の範囲

原則

第 8 条では、(1) 屋内の職場、(2) 屋内の公共の場、(3) 公共輸送機関、および(4) 「必要に応じて」 「その他の公共の場」において、たばこ煙にさらされることから人を保護する効果的な対策を執るよう義務付けている。

こうして、すべての屋内の公共の場、すべての屋内の職場、すべての公共輸送機関、および場合によってはその他の(屋内または半屋内の)公共の場が二次喫煙の煙にさらされないようにすることによって万人に普遍的な保護を与える義務が定められている。健康または法律を論拠とする場合は、いかなる免除も正当化されない。その他の論拠によって免除を考慮しなければならない場合は、その免除は最小限に留めるべきである。また締約国が直ちに普遍的保護を提供できない場合、すべての免除をなくし普遍的保護を与えられるようにできる限り速やかに措置を講じるという継続義務が生じる。各締約国は、WHO 枠組条約がその締約国で発効してから 5 年以内に、普遍的保護を提供できるよう努力すべきである。

二次喫煙の煙にさらされることに安全なレベルというものではなく、締約国会議の FCTC/COP1(15) 決議で以前に認められたとおり、通風、空気の入替え、喫煙指定区域の適用などの技術工学的なアプローチでは、たばこ煙にさらされることから保護することができない。

職場で使用されている自動車(タクシー、救急車、運送車など)も含め、屋内または周りを囲われたすべての職場で、保護を与えなければならない。

本条約の規定では、すべての「屋内の」公共の場だけではなく、「適切」な場合には、「他の」(すなわち

屋外または半屋外の)公共の場においても保護対策を講じることを義務付けている。法律が該当するところでは、このような屋外または半屋外の公共の場を特定する際に、締約国は様々な状況で起こりうる健康被害についての証拠を検討し、危険が存在することが証拠によって明らかな場所では必ず、たばこの煙にさらされることから最も効果的に保護する方法を取るよう行動しなければならない。

支持を取り付け円滑な実施を保証するため、公衆に情報を与え、その意見を聞き、参加を仰ぐ

法律の制定について公衆の理解と支持を得るため、継続的な情報キャンペーンを通じて、公衆やオピニオンリーダーに二次喫煙の煙にさらされることの危険性について理解を深めてもらうことは、政府機関が市民社会と提携して行うべき重要な役割である。主なステークホルダーとしては、事業、レストラン、サービスなどの組合、雇用主団体、労働組合、マスコミ、医療専門家、児童や青少年を代表する組織、教育機関または宗教団体、学界、および一般公衆が含まれる。啓発活動には、法律策定の過程で影響を受ける事業やその他の組織や機関との協議なども含むべきである。

主要メッセージとしては、二次喫煙の煙にさらされることによって生じる弊害、曝露から完全に保護されるには屋内での喫煙をやめることが科学的根拠に基づく唯一の解決法であるという事実、すべての労働者が法による保護を平等に受ける権利、多くの法域で無煙環境は健康と経済の双方にメリットがあることが経験上明らかになっているため、健康を取るか経済を取るかという問題ではないという事実を重点的に伝えるべきである。学校教育キャンペーンでも、個人の家庭など、法律を実行できないか、あるいは法律が不適切となる可能性のある場所を重点目標にすべきである。

地域社会を教育し動員するには、また法律制定後もその法律への支持を推進していくためには、ステークホルダーとの幅広い協議も不可欠である。法律策定後は、法律が実施されるまで情報提供キャンペーンを行い、事業所有者や建物管理者にその法律の内容や責任についての情報を提供し、標識などの資材の制作を行わなければならない。このような対

策によって円滑に実施され、自発的な遵守レベルが高まる可能性が大きくなる。非喫煙者には自信を与えるメッセージ、喫煙者には法の遵守を感謝するメッセージを与えることで、法の施行と円滑な実施に公衆の参加を促すことになる。

法律の施行

遵守義務

効果的な法律では、影響を受ける事業施設と個人喫煙者の双方に遵守の法的責任を課し、違反した場合は罰則を課すべきである。罰則は事業に課されるものだが、場合によっては喫煙者に課されることもある。法の施行は通常、事業施設を対象として行わなければならない。法律ではその事業施設の所有者、経営者、またはその他の担当者に遵守責任を課し、これらの者の取るべき行動義務を明確に特定しなければならない。この義務には以下のようなものが含まれる。

(a) 入口やその他適切な場所に、喫煙は許可されないことを示す明確な標識を掲げる義務。これらの標識の書式や内容は保健当局または他の政府機関が決めるものとし、一般公衆が違反を報告できるように電話番号やその他の手段を特定したり、施設内の苦情受付係の氏名を特定したりすることもある。

(b) 施設から灰皿を撤去する義務。

(c) 規則の遵守を監督する義務。

(d) 個人が施設内での喫煙をやめさせるため合理的かつ具体的な手順を取って行う義務。これらの手順としては、その者に喫煙しないように依頼する、サービスをやめる、その者に施設から立ち去るよう依頼する、取締機関または他の当局に連絡するなどがある。

罰則

法律には、違反に対する罰金またはその他の課徴金を明記すべきである。このような罰則の程度は必然的に各国独自の慣行や慣習を反映するが、いくつかの原則を判断の指針とすべきである。最も重要なのは、罰則は違反を抑止するほど重いものでなければならないことである。さもなければ罰則は違反

者に無視されるか、事業を行うための単なる代償として扱われるおそれがある。事業者の違反を抑止するためには、通常手持ち資金の少ない個人喫煙者の違反を抑止するより重い罰則が必要となる。違反を繰り返す場合は罰則を重くし、他の同じように重大な罪に対する国内の処置と整合性を持たせるべきである。

課徴金の他にも、法律で事業免許を停止するなど、その国の慣行や法制度に則った行政処分が認められる場合がある。これらの「最後の手段としての制裁」はめったに使われることはないが、常習違反を選択する事業に対して法律を施行するためには非常に重要である。

国内の法律および文化的な判断によって適切であれば、違反に対する罰則に刑事罰も含めることを考慮する場合がある。

法の施行のための基盤

法律では法の施行に責任を持つ当局を特定し、法遵守の監視と違反者訴追のためのシステムも含まれるべきである。

監視には、事業が法を遵守しているかどうかを検査する過程も含まれるべきである。禁煙法を施行するために、新たな検査制度を制定することが必要となる場合はめったにない。それよりむしろ、普通は事業施設や職場の検査のためにすでに整備されたひとつまたはそれ以上の手段を利用して、法の遵守を監視することができる。このためには、通常様々な選択肢がある。多くの国では、法遵守の検査は、営業許可検査、保健衛生検査、職場の健康と安全のための検査、防災安全検査、または類似したプログラムに統合されている場合がある。このように情報収集源をいくつか同時に用いることが有益な場合がある。

可能であれば、地方自治体レベルの検査官または法執行官を用いることを推奨する。これによって、法の施行のために利用できる人的資源が増え、遵守のレベルも高まる可能性が高いからである。このような取り組みを行う場合は、国内調整機構を設置し、全国で一貫性のある取り組みを確実に実施することが必要となる。

どのような仕組みを利用するにせよ、監視は全体的な施行計画をもとに行わねばならず、検査官の効果

的な訓練過程もそれに含まれるべきである。効果的な監視を行うため、定期的な検査と予定外の抜き打ち検査とを組み合わせたり、苦情に応じて訪問したりすることもある。法律の施行直後は、不注意による違反がほとんどであるため、かかる訪問には教育的効果もある。検査官が法に基づいて施設内に立ち入り、サンプルを集め、証拠収集する権限が既存の法律によって定められていない場合は、法律によってこれらの権限を検査官に与えるべきである。同様に、企業が検査官の任務を妨害することを法律で禁止すべきである。

効果的な監視費用は法外なものではない。検査は既存のプログラムや人員を使って遂行することができ、禁煙法はすぐ自己規制力を持つようになる(すなわち大部分が一般公衆によって取り締まられるようになる)ことが経験上分かっているため、大勢の検査官を雇う必要はない。法律が慎重に実施され、企業や公衆を指導するために積極的なプログラムがなされていれば、検査官は数人で済む場合がある。

これらのプログラムに多くの費用はかからないが、企業を指導し、検査官を訓練し、検査過程を調整し、規定労働時間外の事業検査の人件費をまかなうためには資金が必要である。このために、資金調達の仕組みを明らかにしておかねばならない。効果的な監視プログラムには、特別税、事業免許料、違反者の支払う罰金の特別税化など、様々な資金源が利用される。

施行方法

法の施行に戦略的に取り組めば、法律の遵守を最大化し、施行を簡素化し、施行のために必要な人員の数や資金を削減することができる。

特に、法律発効直後の期間の施行活動は、その法律を成功させ、将来の監視と施行を成功させる上で非常に重要である。多くの法域では、初期は法の施行を寛大に行い、その期間の違反者には警告するが罰金は課していない。このプログラムと、事業主に法の下での責任について積極的に指導するキャンペーンとを組み合わせるべきであり、事業主は、最初の猶予期間または段階的導入期間が過ぎた後は、より厳しく法が施行されることを承知すべきである。

法律の本格的な施行が始まると、多くの法域では、

抑止力を高めるために、人目を引くように訴追することを推奨している。盛んに違反行為をする、あるいはその地域社会で名の通った、目立つ違反者を特定し、断固とした迅速な行動を取り、これらの活動を一般大衆の隅々にまで知らしめることで、当局はその決意と法律の重大さを示すことができる。こうすることで自発的な法の遵守が強化され、将来の監視と法の施行に必要な資源を削減することができる。

禁煙法はすぐ自己規制力を持つようになるが、やはり世間から孤立した明らかな法律無視の事例については、当局が迅速かつ断固として対応する準備を整えておくことが不可欠である。特に法律の施行初期には、公然と法を軽視する違反者がたまに現れることがある。このような場合に断固として対応すれば、法の遵守は当然という気持ちが植え付けられ、将来取り組みやすくなるが、優柔不断な態度を示すと急速に違反が広まる可能性がある。

地域社会の動員と参加

プログラムに地域社会を組み込むことで、監視と施行のプログラムの効果が高められる。地域社会の支持を取り付け、地域社会の人々に法の遵守の監視と違反の報告を促すことで、執行機関の力の及ぶ範囲は大幅に拡大され、法の遵守を実現するのに必要な資源を削減することができる。事実、多くの法域では、地域社会の苦情が確実に法を遵守させる基本的手段となっている。そのため、禁煙法には公衆が苦情を訴えることを認める規定を明記すべきで、二次喫煙の煙にさらされることを規制する政策を遵守させる権限を、何らかの人物または非政府組織に与えておかなければならない。公衆からの違反の報告を促すため、施行プログラムには、無料ダイヤルの苦情ホットライン、またはそれに類似したシステムが含まれるべきである。

監視と対策の評価

たばこ煙にさらされることを抑制するための監視と評価は、以下のようないくつかの理由から重要である。

- (a) 法律の規定を強化し拡大することについて、政治や公衆の支持を高めるため
- (b) 成功例を文書に記録し、他国に情報を与え、その取り組みを支援するため

- (c) 実施対策を弱体化させようとするたばこ業界の取り組みを明らかにし、公表するため

監視と評価の範囲と複雑さは、利用可能な専門知識や資源によって、法域ごとに大きく異なる。しかし実施した対策の結果を評価すること、特に職場や公共の場で二次喫煙にさらされることについての主要な指標を評価することは重要である。例えば、職場の検査など日常活動を通じて集めたデータや情報を利用すれば、費用効果の高い方法でそれを行うことができる。

検討すべき8つの主要過程と結果指標がある:²

過程

- (a) 一般集団、およびバーの従業員など特定集団の持つ、禁煙政策についての知識、態度、支持
- (b) 禁煙政策の施行と遵守

結果

- (c) 職場や公共の場における従業員が二次喫煙の煙にさらされることの低減
- (d) 職場(特にレストラン)や公共の場の空気中に含まれる二次喫煙の煙の低減
- (e) 二次喫煙の煙にさらされることによる罹患率と死亡率の低下
- (f) 個人の家庭において二次喫煙の煙にさらされることの低減
- (g) 喫煙率と喫煙関連行動の変化
- (h) 経済的影響

² WHOの政策提言刊行物:二次喫煙の煙にさらされることからの保護(ジュネーブ、世界保健機関、2007年)には、これらのすべての指標について、世界各地で行われたモニタリング研究の参考文献とリンクが掲載されている。

立法例および資源文書へのリンク

最優良事例ガイドラインとの整合性が最も高い、現在有効な国家及び準国家法への参照先:

- (a) 英国、2006年健康法,
<http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2006/20060028.htm>
- (b) ニュージーランド、2003年禁煙環境修正法
http://www.legislation.govt.nz/browse_vw.asp?content-set=pal_statutes
- (c) ノルウェー、たばこの有害性の予防に関する法律1973年3月9日No.14,
<http://odin.dep.no/hod/engelsk/regelverk/p20042245/042041-990030/dokbn.html>
(喫煙区域の選択肢は本ガイドラインの下では推奨されないことに留意)
- (d) スコットランド、2005年喫煙、健康及び社会的医療（スコットランド）法,
<http://www.opsi.gov.uk/legislation/scotland/acts2005/20050013.htm>
規則:
<http://www.opsi.gov.uk/si/si2006/20061115.htm>
- (e) ウルグアイ、法令40/006,
<http://www.globalSmokefreePartnership.org/files/132.doc>
- (f) アイルランド、2004年公衆衛生法（たばこ）（修正）,
<http://193.178.1.79/2004/en/act/pub/0006/index.html>
- (g) バミューダ、2005年たばこ製品（公衆衛生）修正法,
<http://www.globalSmokefreePartnership.org/files/139.DOC>

資源文書:

1. WHO policy recommendations: protection from exposure to second-hand tobacco smoke. Geneva, World Health Organization, 2007.
http://www.who.int/tobacco/resources/publications/wntd/2007/who_protection_exposure_final_25June2007.pdf
2. Tobacco smoke and involuntary smoking. IARC Monographs on the Evolution of Carcinogenic Risks to Humans, Vol. 83, Lyon, France, World Health Organization and International Agency for Research on Cancer, 2004.
<http://monographs.iarc.fr/ENG/Monographs/vol83/volume83.pdf>
3. The health consequences of involuntary exposure to tobacco smoke: a report of the Surgeon General. Washington, DC, United States Department of Health and Human Services, 2006.
<http://www.surgeongeneral.gov/library/secondhandsmoke/>
4. Proposed identification of environmental tobacco smoke as a toxic air contaminant. San Francisco, United States of America, California Environmental Protection Agency: Air Resources Board, 2005.
<http://repositories.cdlib.org/tc/surveys/CALEPA2005/>
5. Joint briefing paper: Proposed guidelines for the implementation of Article 8 of the WHO Framework Convention on Tobacco Control. Framework Convention Alliance and the Global Smokefree Partnership, 2007.
http://www.fctc.org/x/documents/Article8_COP2_Briefing_English.pdf
6. Global Smokefree Partnership web site. A resource on smoke free success stories and challenges, this link includes perspectives on smoke free policies, links to evaluation reports, legislation and public information campaigns, as well as implementation guidelines.
www.globalSmokefreePartnership.org
7. After the smoke has cleared: evaluation of the impact of a new smoke free law. Wellington, New Zealand Ministry of Health, 2006.
<http://www.moh.govt.nz/moh.nsf/by+unid/A9D3734516F6757ECC25723D00752D50?Open>

【参考】 外務省ホームページ(たばこ規制枠組条約): <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/who/fctc.html>
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html>
WHO たばこ規制枠組条約事務局: <http://www.who.int/fctc>
WHO Tobacco Free Initiative: <http://www.who.int/tobacco>